

高病原性鳥インフルエンザ対策の一層の強化について

【担当省庁】農林水産省

近年、国内で流行が続く高病原性鳥インフルエンザの発生リスクを確実に低下させるとともに、万一の発生時、迅速に処理できるよう、以下の措置を講じていただきたい。

- 京都府では、ウイルス侵入防止対策として、①農場周辺のため池の落水や防鳥糸設置による渡り鳥飛来防止や、②鶏舎へのネズミ等小型野生動物侵入防止、③飲水消毒に重点的に取り組んでいる。こうした都道府県独自の取組について、疫学的調査による有効性を検証するとともに、有効な対策に対する支援制度を一層強化し、全国に普及拡大すること
- 本病発生時には、と殺した鶏体や汚染物品の焼却から灰の埋立てまでの一連の処理を迅速に行う必要があるため、省庁連携による家畜伝染病発生時の焼却から焼却灰の処理までの円滑な処理体制を確保すること
- 家畜伝染病予防法第30条の規定による緊急消毒の実施に当たり、府県境に近い農場で発生した場合は、隣接県の消毒経費も発生県と同様に全額国庫負担とすること

【現状・課題等】

■発生状況、養鶏農場の厳しい経営

- ▶ 令和4年シーズンの国内家きん農場では、10月28日の初確認以降、26道県84事例発生し約1,771万羽を殺処分(R5.4.7最終発生)。発生農場の93%が採卵鶏
- ▶ 養鶏農場は、飼料価格高騰の影響を大きく受ける中、畜舎消毒など最大限のウイルス侵入防止対策を実施しているため、経費負担が更に増大しており支援の充実が必要

■都道府県独自の取組の効果検証と支援強化

- ▶ 京都府では、独自の発生予防対策として、農場周辺のため池の落水などを実施しており、平成16年の発生以降、府内での発生を防止しているところ。
- ▶ 全国の発生防止対策のレベルを向上させるため、京都府の対策をはじめ、有効性が期待される都道府県独自の取組について、疫学的な効果検証を行い、有効な取組に対する支援を強化し、普及することが重要

■焼却から焼却灰の処理までの処理体制

- ▶ 本病発生時に、と殺した鶏体や汚染物品などを焼却処分する場合、迅速な処分が必要であるが、他県において、焼却灰の受入施設から環境分野の制度に基づく新たな分析と契約を求められ、灰の一時保管場所を急遽確保する必要が生じ、処分が一時滞留した事例があった。本病発生時には特例を設けるなど、省庁間で綿密な連携を取り、円滑に処理を行うことができる体制が必要

京都府 の担当課	農林水産部 農政課 (075-414-5654) 畜産課 (075-414-4985)
-------------	--

■府県境で発生した場合の隣接県における緊急消毒の支援強化

- ▶ 令和4年12月22日付けの農林水産省からの消毒指示では、全額国庫負担の対象は本病が発生している都道府県に限定。発生県以外の都道府県は国庫1/2
- ▶ 京都府において、府県境に近い滋賀県の農場で発生した際に緊急消毒を実施（令和5年1月20日）。この際、発生農場から半径10km以内の区域として搬出制限区域を設定したにもかかわらず、全額国庫の対象ではないため、京都府は予算を捻出し消毒経費の1/2を負担。迅速な緊急消毒による効果的な発生防止対策のためには、予算捻出の必要のない全額国庫による予算措置が必要

【国の事業等】

■家畜伝染病予防事業 5,761百万円

- ▶ 家畜の伝染性疾病のまん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費、発生農場における防疫措置経費、家伝法第58条による発生農場の手当金を支援

■消費・安全対策交付金(家畜衛生の推進) 2,006百万円

- ▶ ハード：農場への車両消毒エリアの舗装、野生動物侵入防止柵を支援 等
- ▶ ソフト：都道府県の実態に応じた家畜疾病に関する監視体制の整備、発生予防・まん延防止の取組、畜産物の安全性向上や野生動物の対策促進の取組を支援 等

【京都府の取組】

■京都府は、家きん農場と連携し、国の調査を踏まえた予防対策を徹底指導することで、平成16年の発生以降、本病の発生を防止するとともに、全庁的な危機管理体制を確保

■京都府における高病原性鳥インフルエンザ発生予防対策

- ▶ 令和2年から、渡り鳥の飛来シーズンに先立って、農場周辺約600m内にあるため池の落水や防鳥糸設置によるカモ等渡り鳥飛来防止対策を10月に実施（令和4年シーズン：対象ため池65箇所全て実施）。
- ▶ 本府で行ったネズミ侵入経路と鶏舎内行動及び侵入防止対策の研究成果に基づき、平成29年から現場の農場で、鶏卵・鶏ふんの搬出コンベアの開口部のうち小型野生動物が侵入する可能性がある部分に対し、金網、鉄板、チェーン等を用いた侵入防止対策を指導
- ▶ 平成16年の発生以降、早い時期から水道水等、飲用に適した水以外の水を家きんに与える場合は、ウイルスによる汚染を考慮し、消毒するよう指導するとともに消毒設備の設置支援を実施

■家きん飼養農場における緊急消毒対応

- ▶ 令和5年1月に滋賀県大津市の2農場での疑似患畜確認により、京都市の一部に制限区域を設定するとともに消毒ポイントを設置。
- ▶ 府内の家きん飼養農場63戸について、家畜伝染病予防法第30条の規定により、消石灰散布による一斉消毒を2回実施

■発生に備えた焼却施設調査及び利用調整

- ▶ 万が一の発生の際に、汚染物品の運搬や焼却、埋却、消毒ポイントの運営などを委託する施設・団体と役割分担の確認等を実施（府内焼却施設、京都府産業資源循環協会、京都府建設業協会、大阪湾広域臨海環境整備センター等）